

日本通鑑 卷之三

下

リ 5  
9306  
4



杉浦重剗 辰巳小次郎  
 棚橋一郎 坪井正五郎  
 合著

# 日本通鑑

棚橋氏 藏版  
 哲學書院發行

門牌  
 8038

日本通鑑  
 卷之...

通鑑  
 紀元十二  
 等不多少  
 念恆去王火宅也離也



念恆去王火宅也離也...  
 後世の所謂神道  
 雖古卜の方法  
 三統事あり志  
 の十三年万百  
 愛息地を悪む

東京三橋大  
 昭和十一年二月五日

門リ6  
號9306  
卷4

日



聖

合著

昭和41年12月20日  
原安三郎氏贈

41 9509

日本通鑑

通鑑卷三 下冊

宗教

期に於ては我國の宗教は後世の所謂神道  
形を以て漢籍の渡来以後と雖も古卜の方法  
等も多少の影響を與へるもの事あり志の  
紀元千二百十二年即欽明天皇の十三年も百濟  
より佛像經論を奉り夫の生靈愛を惡むの  
念を去る火宅を離れ浄土を遊むんや其家  
念を養成し一教を輸入し古來我國を行き  
たる神靈を愛敬するの教法も古今未曾有の激

日本通鑑

卷三

一

戦試云々其後遂に新教派の勝利に歸志天皇と亦之を歸依せしむるに至るは邦人の思想の大なる變易也我國の教法の大なり前日と其趣を異あはるるに至るは爾來數十年佛像の製作寺院の建設僧尼の得度等史上に見えざる者甚だ多く僧徒の尊敬せしむるは實に甚しき也雖も率本紀の部を登録ししれども今單に其大要を摘んご之を左に記載し以て佛教の沿革を知らしめんと欲す

佛教の欽明の朝に始め日本に傳はり用明純

朝より大なる神道の威光は削ぎ推古の朝は憲法十七條の内に入り至資政の具ありて天智の朝は爾宮中の佛像の伊勢の大神に代るる皇統承繼の誓盟を聴きたり天武立よ及んで一切経を寫し又官寺私寺の別を定免官寺の諸費を官より仰ぐりや天下萬民の家内に佛宇を構ふるは得ざる也漁獵の制を定め牛馬犬猿雞の肉を食ふことを禁せしむるなり持統天皇は亦頗る意を佛法に注ぎ大隅阿多其道城に百官を以て必ひ之を奉せしむるなり又放生の仁典を行ひ

攝州よ一千歩の放生所、紀州賀州よ各二萬頃の放生所を設けり。其後元正天皇寺院の資産を以て僧に管理り歸し、益以佛法よ力添えられし。聖武天皇の時よ至り、施藥院、悲田院此設置せり。仁典貧民棄兒よ及び國分寺、國分尼寺を建立せり。亦天皇の時なりし。此建立を主りし。民心は從順溫和し。政道を圓滑容易あり。むろの為る多し。尤天皇の佛教よ皈依あり。甚だ深く手自りし。金字の最勝王經を寫し十六丈の佛像を造り、法華經千部を寫

さし。先帝は薦し身自りし。佛戒を受け、仁王經五畿七道の諸國よ講せり。めり。次で孝謙一周年間、純殺生を禁制せり。二回及び又五千の沙門を會し、大佛を供養し、一萬の沙門を延或一萬の伎樂を奏せり。其他淳仁の朝より、筑紫下野の邊陸に戒壇を建立せり。稱徳の朝より、佛像の伊勢神宮に安置せり。たると百萬塔を建立せり。あり塔の高きを四寸五分、濶さを三寸五分あり。云ふ光仁の朝よ神護寺の建立あり。志は

宇佐八幡の託宣より由りて帝祚を護らんが為なり  
 多くと云へり而も其間佛教の最と盛あり志  
 聖武乃朝ふして孝謙の朝ふら僧徒は横恣其  
 極に達し光仁位ふ即ち及び大に其權勢は削が  
 れり

釋門事物の濫觴を擧ぐら左の如し

- 一 佛像經論始め傳り
- 一 始めく佛像彫刻を
- 一 沙門始めく来り
- 一 始めく放生を行ふ

欽明の朝

敏達此朝

- 一 始めて比丘尼を度は
- 一 始めく比丘尼度は
- 一 無遮會始め
- 一 于蘭盆會始め
- 一 維摩會始め
- 一 仁王會始め
- 一 國忌齋始め
- 一 最勝會始め

崇峻の朝

推古の朝

齋明の朝

持統の朝

又僧官僧位僧號を置らるる次第は擧ぐら左  
 の如し

一僧正僧都法頭(官) ..... 推古の朝

一少僧都律師(官) ..... 天武の朝

一大僧正(官) ..... 聖武の朝

一大菩薩(号) ..... 聖武の朝

一僧位四位十三階 ..... 聖武の朝

一大和尚(号) ..... 淳仁の朝

一大臣禪師(号) ..... 淳仁の朝

一權律師(官) ..... 稱徳の朝

一法皇法臣(号) ..... 稱徳の朝

一十禪師(号) ..... 光仁の朝

抑も此時代より佛法の尊敬を以て僧尼たる者の罪を犯して俗人より比喩を其刑甚だ輕く皇太后と見ても知る處あり若僧尼にして罪を犯し苦使刑に當はる者ある時は俗人孰如く鉞斧舂稻の役も服せしむること或は經文紙書寫し或は佛殿を修理し或は堂宇を洒掃せしむる如常なり徒刑一年に當はる者ある時は告牒を出して刑に代ふるを得ずしむること多し告牒として僧尼得度公驗紙云ふあり又百杖以下の刑に當はる者ある時は杖十本と云ふ之

を苦使十日に代つてむるに常也。而も其苦使を前ふ云ひ多むる如く之を經文の書寫堂宇に酒掃等に代ふるを得るとありき且法夫を僧正僧都律師の僧徒の公選に所ある僧徒社會より自然自治制度の備はるる俗者の如く此の如く佛法を云ふ者の極め隆盛ありて上下共之を尊奉志す俗如くあれど其實の決て然らば洛外の地方の勿論洛中ありて之を尊奉せざる者甚く多く地方の寺院を荆棘繁茂し僧徒の恰と乞兒の如き状態あり寺院

に離れて流落する者少くも其に是の僧徒の不品行ありて或は民物を横掠し或は淫酒滋事とせしむる為に世人の信仰を受くこと能はずるに由り也勿論有り雖も抑も亦別其故ありありあるに當時の朝廷の佛法を尊ぶる甚く資政の具也迄あるに程あるに其間古來の宗教即神道も亦全く廢棄せられたることあり又佛法の下に附らざるも天皇の御人至るも皆神道を重んぜしむるに於て神道を貴重し神祇の威稜を篤信



志給ひく例の最り著りし者如舉ぐ即左の如し

- (一) 孝徳天皇即位に際し大改革を施さんとて先群臣如く相盟ひく帝道唯一君無二政臣無貳朝云々天神地祇を告ぐ一免給ひく事
- (二) 天武天皇壬申の變に伊勢の太神宮を望拜して勝利を祈願し給ひたる事
- (三) 持統天皇の農時如冒志く伊勢に行幸し給ひし事行幸の本意不分明志く伊勢に
- (四) 文武天皇に大寶令を定め給ひたる時神祇

官城太政官の上にお置き給ひたる事

(五) 稱徳天皇の宇佐八幡に神託よ由至道鏡に

皇祚を譲り給ひたり志事

(六) 天皇の即位を必び之に天神地祇を告げ事

大寶令中神祇令を見合はる

此の如く朝廷に神祇を敬重せしむる如く同時  
に人民も亦朴野ありて敬神の意如失はる神と  
云へども仮令妖魔怪物あるに之を尊信するの状  
體ありしを此時代より漢土に傳つるに陰  
陽占考厭勝等の事大に流行し多り殊に陰陽の

事の政府の最も重きとれりて大寶令  
 此職貞令と太政大臣の陰陽を變理し云々也云  
 ふ文句あり又陰陽寮と云ふ役所置けし陰陽  
 占考の事を司どりてめし是も家程あり當時の  
 占考の古代此占考も異なりて龜甲を灼くの法  
 あり也

厭勝故以て名を著るしとあり法を文武天皇此  
 時代の人役小角ありて之を以て朝廷に禍せし  
 り光仁の初后井上内親王(聖武天皇の皇女)あり  
 あり内親王の此事露しとて廢后あり給り

也云ふ

其他當時の人民に太宰府壹岐對馬等ありて武庫  
 の鳴動はしと數はありて兵亂の兆とあり  
 あり如く怪異を信し佛法を之を表し飾り者乃  
 之ありて朝廷に神を尊奉せしむるとも亦彼  
 如くありしを佛法者に神道と相争ふに不利  
 ありしを知至漸く神佛混交論起發せしに至り  
 而して朝廷も亦我邦の教ありて世間の事の凡  
 て神の意も出る者なり居るに佛法を弘布せ  
 ざるに神意の欲はる所ありて説くと此必

要ありと云知王神佛混交の説を助るべきあり  
聖武天皇が十六丈の大佛像を建立せし時  
時宇佐八幡の主神司大神朝臣田磨と云ふ者八  
幡大神を託宣して佛像を拜せんや云ひ是れ  
由來奏上せしるが天皇の迎神使を派して大神  
を下向せしめ給ひし如き以て証は成るべし  
是を以て之を觀れば當時我國の宗教の業既  
り神佛混交ありしを傳教弘法二大師が神佛  
混交論を創りしを聖云ひ傳ふは其の誤あり  
知るべしあり

學藝及生業

第一り文學の第二卷に於て己に陳へたるが如  
く應神天皇以後の絶えは行をせしるるが如き  
時其文章の如何なる體裁ありと云ふこと詳  
らざるが唯我國に固有の文字ありしことなれ  
ば漢字の音訓を仮て言語を寫し出さし者  
ありと推測せしるを得たり勿論履仲天  
皇の史官に諸國に置るる四方の志を通ぜし  
らざらざら如き雄略天皇の東西文氏に  
納簿を勘録せしめし如き大連物部守

屋戦死の時所藏の圖書多く焼失しつりや  
 の如き故以て之を推せしむ一文章を使用  
 せしむる事なきは非但且三韓を以て天文地  
 理遁甲方術諸書を以て輸入しつりたり  
 也雖と概して口誦學の行はるるを以て事  
 學ぶに至る少きなりを綴文も必ず其發  
 達を以て志しむらん欽明天皇の時に至る  
 船賦を録し津史城置く等の事あり次り全  
 く漢字を以て記しむる佛經及儒書方書の  
 渡來あり又推古天皇の時あり聖德太子  
 憲法十七箇条を

制定ありしむる爲に世人をして文字を  
 通せしむるに必要に感ずる事益々切なり  
 也太子天皇紀臣連伴造百八十部公民本  
 記を以て撰修録し之を以て古來の口誦學  
 を代へんとせしむる也所謂舊事記是あり  
 然れど此書を蘇我氏專横しつる之を  
 朝廷に納むる其家も藏し後年蘇我氏の  
 滅亡と共に半に焼失しつりたり或は  
 太子の志ありしむる依然として口誦學  
 の盛なり孝徳天智の二朝に南淵請安  
 高向玄理等の如き唐國へ留學せしむる  
 者も歸朝せしむるあり

日本通鑑

卷三

九

後に際し學問と云ふと人稍々世に知られた  
 る時代あり其のころは天智如きハ學校を  
 も設けらるるれが本邦の文學ハ未だ興らば間  
 帝紀たるが城有る者あり是將讀むに堪  
 へざり如た者ありに口誦ふ代あり  
 忍壁二皇子ハ詔書帝紀及上古の諸事を撰  
 ぶ十年ハ新字漢字を本邦に造るは通  
 の文字即ち云ふ椿菽等を造らるる又舍人稗田  
 阿礼をして帝皇日繼及先代の舊辭城誦習せし

免以て漸く文學城興隆せん其志未だ成ら  
 ずして崩れと雖も次ぐ文武天皇律令改定の隆  
 運に際し學校の制も大に定まり京師ハ大學  
 地方も國學城設計諸道に博士を四方に派し  
 て學生城教授し其學生ハ九年あり卒業し官  
 任せしむることあり漢學大に興至從  
 ひて上流の士益に本邦の事を口誦し附するの  
 不便を感じたり其の元明天皇の朝に至り稗田  
 阿礼の誦習する所より古事記を編述し之を奉  
 代の事實を集拾して古事記を編述し之を奉

至風土記撰造り此詔を諸國に發せしむるに  
亦天皇の時より多かりた

此時に至りては漢文體の文章多かりて聖德太子  
此憲法十七條古事記の序文の外亦多かり見ざる  
所ありて己より古事記の本文より音訓を假  
て邦語を寫し出さる者ありて元正天皇の時  
に成りては舍人親王此日本紀に全く漢文を以  
て記せしむるは是漢文の國史に世より出さるる始  
ちりん是蓋し當時の留學生に多く歸朝し學校  
に盛ちりしを漢文の學ぶ者の數大り増加志

たる結果ありて

聖武天皇の時より漢學の流行益に盛なりて天  
平二年より大學生の優長ありて貧困する者  
の衣食給ひ又漢語學を習學せしむるに  
多かり次乃天皇孝謙の朝より天下に詔して家  
ごより孝經一本を藏せしむるを見え稱  
徳天皇の時より文武天皇の時より一たび行  
た家釋奠の禮に再興せしむるを見え當  
時文學を以て有名たり者吉備真備等間其人  
あり殊より真備の如きは世に片仮字の製作者

ありや云々程の學者ありた

此れ如く朝廷を大り文學を獎勵せしむるに  
作詩咏歌の術も益發達し弘文天皇の如き詩  
の巧ありし人柿本人丸此如き持統天皇以下聖  
武天皇の時迄五世の間は歌聖の名を擅りし人  
る人あどりの出て阿部仲磨大伴家持の如き歌人  
もありし聖武孝謙二朝の際より左大臣橘諸  
兄上代より詠歌を集め萬葉集乃撰み着手し  
たると云ふ集中載はる所の詠歌は大多唐風詩  
文の行はるるや佛法の盛なりし影響ありし流

調ふのみ流れも亦當時の詩歌と異ち多し其體古  
雅淳朴上古風俗人情の當時は異なりしことを見  
りし足るは此の如く正史に載せざる事實を知  
るは最も適當なる者なり

其他文學は興隆に伴ひて興りし法の學數學  
天文地理醫學兵法等あり大學の中は博士を  
置たり教授の任に當らしめらるる事ありし  
是亦唐國より傳ち來たる者多きは居る我國固  
有の學を稱はる者極め少しありた天武  
天皇の時占星臺城設けらるる如き欽明

以後數醫書乃輸入有り従ひて文武並大寶令  
 中より醫博士より體療創腫按摩等の諸術を傳  
 太素脉經素問針經等數十部並教授せしむるに  
 を定めしむるに如き明法博士算博士の紀傳  
 博士明經博士等や大學中最要の位置を占め居  
 たるに如たれば以て是等學問の盛なりと見  
 り足れり

第二より音樂の第二卷に於て述べて後を如く三  
 韓の朝貢始まりて以來樂人並貢進ありて此術  
 益盛り行ひしむるに推古天皇の朝に百濟並樂人

味摩之と云ふ者吳の國に伎樂を傳へ聖德太子  
 採て佛會の資をせしむるに云ふ今法隆寺に  
 存する吳樂の面の蓋に其遺物と云ふ

天武持統此頃より或は三韓の樂を庭上より奏せ  
 志免或は漢人並踏歌を奏せしむるに如き  
 と見え文武の製作あり大寶令中より雅樂寮  
 小歌師四人歌人三十人歌女一百人舞師四人舞  
 生百人笛師二人笛生六人笛工八人唐樂師十  
 二人樂生六十人高麗樂師四人樂生二十人新羅  
 樂師四人樂生二十人百濟樂師四人樂生二十人



伎樂師一人腰鼓師二人と定めしと見  
 えり當時の内外の音樂盛に行きまじりしに聖  
 武天皇の時より齊會に必らば唐土三韓の樂儀  
 用みられしより外邦の音樂の漸く本邦固有の  
 歌儻を壓倒せんやの勢とありしより本邦固  
 有の歌舞とは神樂宮人振天田振酒樂之歌志津  
 歌ちと云ひ之に使用せしむる樂器の和琴  
 和笛等ありしより外邦の音樂盛なるを以て樂  
 器の數大に増加し笙、篳篥、横笛、箏、琵琶、太鼓、羯鼓、  
 鉦鼓、一鞞、三鞞、奚婁、銅鈸子、拍子、方磬、尺八、管箎、莫

目琴、阮咸、新羅琴等漸次に使用せしむる如  
 く  
 第三の画は雄略天皇の時より歸化ししもの魏の文  
 帝の後裔安貴公と云ふ者の子辰貴といふ者繪  
 を以て武烈天皇の寵遇を受け其子孫天智天皇  
 の時より至る倭画師と云ふ姓を賜はり欽明天皇  
 の三年より百濟より佛画の工人白加を貢進し推  
 古天皇の時より画負師置る佛画師作らし見られ  
 たりと見えり多少行ひしに依りて知らるる  
 蓋し圖画の發達も宗教より大關係あり者なる

我國古来の宗教の如き質朴なる宗教のみ行も  
 あり間の圖画に發達を見せんと能わざるは勿論  
 の事なりや雖も己の佛法の如く莊嚴を主とし  
 る宗教の侵入ありしを以てあり

第四は彫刻術に敏達天皇六年千二百三十七年百濟王  
 佛工を獻じ天皇之を難波大別王の寺に置て佛  
 像を造らしめしより始ありたり者あり  
 當時佛像の製作も用明天皇の丈六乃木佛及狹  
 侍菩薩乃木像聖德太子自作の四天王の像推古

天皇の一千軀の佛像聖武天皇の五丈三尺五寸  
 此盧遮那佛等甚だ盛に佛工中より鞍作鳥  
 羽々司馬達等と云へる者の子山口直大口國中  
 連公磨と云へる名人より出でたり其他蝮股  
 術端等けたのりは花草を作互机卓臺盤等の縁に花卉鳥  
 獸等彫刻する等事専ら造寺匠の巧あり  
 者此併せ掌る所あり別は彫工を云ふ者あり  
 うりし其術に己の發達あり者あり  
 第五は建築術を佛法の渡來以後佛寺の建立阿  
 らんと支那の交通に開たり以後彼國の建

築を目撃あつておろしき大に改良せしむる  
 ことあつての孝徳天皇木工寮を置あ荒田井直比羅  
 夫を將作大匠あつて文武天皇更に其職制あ定  
 免て頭助允属あつて工部二十人を置あ大工  
 少工番匠左官瓦工葺檜皮工飛驒の工匠等悉く  
 朝廷に具あつて及んで益盛大にありては者  
 の如く今一二の實例あ擧ぐて之あ証せんは敏  
 達天皇の時よ百濟の威徳王造寺匠あ貢進して大  
 臣蘓我馬子あ之を用あて石川の精舎あ建築し  
 次で佛塔を大和國高市郡大野丘に建立したる

こと見え崇峻天皇の時よ百濟王復造寺匠太良未  
 太文賈古子瓦を造る工人麻奈父奴陽貴文陵貴  
 文昔麻帝彌あ貢してと又法興寺及河内櫻井  
 り尼寺を建らせしむると見え推古天皇の時よ既  
 戸皇太子あ四天王寺を建て五重の塔を起し  
 かつて飛鳥寺元興寺を建立せしむると見え欽  
 明天皇の時よ大和國十市郡百濟大寺あ建る九  
 重の塔を起しと見え天武天皇の時よ僧  
 定慧あ其父鎌足の墓を大和武峰に改葬し墓  
 畔あ十三重の塔を起しと見え聖武天皇の



と見え孝徳天皇の時大なる倉廩を起さし縉  
紳家寺院等も於るに文庫倉廩を設けしと見  
えしゆり

此の如く工事の盛ちりあるとあまの建築術の進  
歩しつゝの疑ゆべしや雖も是單に一部分  
の事止まり田舎の勿論京師の屋舎も雖も至  
るゝ粗造ちる者多しありあると聖武は詔り上  
古も土人淳朴あり冬は穴に住み夏は巢に居  
る後世の聖人代あり宮室を以てて又京師は  
多し帝王は居るは京師の萬國の朝来る所な

是壯麗なり非は何故以ての徳を表せん  
其は板屋草舎の中古の遺制あり營之難く破れ  
易く空く民財を殫せ因り五位以上及庶人は營  
むる堪ふ者少し瓦舎を構へ立て塗る赤白を  
為せと詔ふを見て知るは我國は家屋も丹  
堊塗る能制の蓋は是より始まる其際河内の  
大橋も丹堊施し是を左丹塗大橋と稱し由見  
えしゆり稱徳天皇は神護景雲二年鹿島香取乃  
神を三笠山の下に祀らしむ時より柱椽も丹堊を  
塗るしと見えしゆり丹堊の用も稍々廣まり

其他木工上乃進歩を推古天皇の朝は百濟國の  
 芝耆摩呂が云ふ者吳橋とて橋上は高欄あり者  
 紙造りて縁と文武天皇の時僧道照が天下城  
 周遊し諸津濟り船を儲け橋を造りてと供り  
 山城の宇治橋も其所作りてと見え推古天皇乃  
 時飾船を作ると又安藝國に命を給りて船を造りて見  
 られたると白雉孝徳元年は百濟様の船二隻を  
 造りて去りて終りてと元正天皇の養老六年は支  
 那人王元仲と云ふ者飛舟が云ふ者紙造りてと

と聖武天皇の時東海東山山陰西海の四道は  
 百石以上は載りて兵船を造りて見らるる法  
 と又安藝國を以て大船二艘を造りて見らるる  
 りと光仁天皇の時舟棚水手の上を棹を執る處ありあり  
 船丹楮船ありとと其他代々天皇の船舶の  
 製造を奨励し之紙貢物に運輸入唐者の登載出  
 師の用に當りてと高賈は用ひ供せしむる  
たは至るに罕あり  
 見え孝徳天皇乃時輜車輜載は  
車なり紙製を定規  
 とと齊明天皇の時僧智躰と云ふ者指  
 南車を製造しとと天智天皇の時水車紙造

王機械を施して鐵を治やめしむると持統  
天皇の丹比真人嶋子輿を賜ひしものと養老五年  
元正天皇輜車に金玉を刺鏤し丹青に繪飾ししとを  
禁ぜしむると見えしれど其大概を推知せし  
よし得べし

木器の製造は文武天皇の宮陶司の職制を定免  
管戸匠工人を置くは稱徳天皇の高き四寸五分  
基の徑三寸五分の三重小塔一百万基を造ら  
しめしむると盛大を致ししと云ふ  
當時の木器は轆轤製の者あり釘を用ふる製法

多敷者ありしと雖も其轆轤并に釘は何れ  
代りて使用せしむる者ありしと詳ししと或は  
云ふ釘は崇峻天皇の時より傳りし者ありし  
今三韓の交通始まりし以来の建築法を思ひ製  
造せしむる陶器の模様を見りし轆轤及釘の  
使用も遠く其以前に在りし如志暫く記し  
て以て世の識者俟つ

革工も亦大に進歩ししと見えし天智天皇の  
時より新羅王より革一百枚を賜はししとありし聖  
武天皇の時より薰革、皴文革等皆製出はししと盛

ありしや云厚り画革と稱はる者も亦此頃より  
 製出したる者も亦云々衣服は革垣用ゐるといふ  
 前期や異ちくごうまゝ者も物部守屋も雨衣皮製  
 雨皮後世之をを著くといふと推古天皇の時より皇太子  
 及百官も礼服は革帯を著ると見えたり其他  
 當時より於ては鼓鞞鞍具靴履宮等垣造るも革を  
 用ゐるゑと明くあるは製革の業大に盛なり志  
 を推知はるゑあり

武器は製造も三韓や交通以来大に鍛錬法も改  
 良を加へし者とも見えくく礼れ能の摩ま差さ比ひびびて外

邦の鍛錬法を用ゐる作らるゑは刀劔は極然と  
 當時より貴まれたる者も亦云々孝徳天皇の時より  
 造兵司垣置るも文武天皇其職制を定めしめり  
 又及び刀劔及矛鏃乃製造益に盛なり齊  
 明天皇の時より民庶の常より刀劔垣帯志り道路を  
 往来しと垣禁せしめり見ると當  
 時其製造の盛なり垣知るも足はづし鐵沙垣  
 以て刀劔を製し天國造天座作等の如く姓名を  
 刀劔中心に記はるとの始まりも蓋し此時  
 代に在り



漆器の製造も孝徳天皇の漆器を以て調ふ充ふ  
去免冠の脊に漆ぬり純羅紙附け指し漆はるの  
制を定め漆部司を置らるる其業大に進  
て天武天皇の時より赤漆を用ひて厨子を製志  
たりとありしが文武漆部司の職制を定免らるる  
り及びて益盛大なり元明聖武の際より或  
の五彩の漆を用ひる或は密陀僧を用ひる彩り  
或は金銀銅に漆し或は革に漆し或は金を撒し  
或は螺鈿を嵌め或は抹金を以て蔣画紙施し等  
當時抹金鏤や稱は山水人の事あり爾來漆工の  
物等を磨出し蔣画あり

業愈進歩し當時の漆器今平城の諸寺に存する  
者甚多なり云ふ  
織工の業も舊に依り盛なり去り孝徳天皇織部  
司に置き工人を督し織業に従事せしめり  
去より其業大に進て前期中に漸々織出はるれ  
たる絹純羅布倭文布綺大伯仙錦小伯仙錦車形  
錦菱形錦麒麟錦綾の外に暈縹錦窠子錦氎紬等  
純製造を見り至きり氎を欽明天皇の時より百  
濟より氎一領を獻志るる織始免るる者  
暈縹錦も天武天皇の時より新羅紙沙喙一吉食金

日本通鑑 卷三十三 十三

忠平等の霞錦を獻志するところ織始見る者窠  
子錦の文武天皇の時より始め製出志する者亦  
志す細製造の時代を詳くするは尤も是等の織物  
の元明天皇の時より織出は所の數甚だ多し  
らざるは天皇の時より挑文師は諸國より  
花章を織り織方を傳へしめしむるは諸國の  
工人も亦花章を織成し貢進するも亦綾錦  
等の職業大に隆盛を致し然も猶貢進し充  
てんむるは後者のことを製造志剩餘は製作志す賣  
買はるるもの至る少ありしを云へり

裁縫は術の織業と共に發達ししとあるは  
思ひし文武天皇の時より縫部司を置は縫女部  
は定免ししを其を見ても一斑を推知はる  
石工も亦守屋が石殿を作らしめしと推古天  
皇の時より僧曇徴が碾磴を作ししと皇極齊明  
天智文武稱徳の時より石を以て城壁は作しし  
と敏達天皇の時より石を以て佛像を作ししと  
推古天皇の時より聖徳太子が伊豫乃道後の温泉  
の碑を建てしと孝徳天皇の時より宇治橋  
の碑を建てしと文武天皇の時より奈須國

造意斯磨其父韋提の為に功を録し、神碑を  
 建てしむると其他石寶塔石率都婆を建てたるは、と  
 あど見えざるに必ずぞ進歩の事ありとありて  
 玉工の業も亦大坂沙（生金剛鑽）を以て玉を治むる  
 術を聖武天皇の官奴斐太也云ふ者が發明する  
 りと魚符、壺、鎮子、横笛、尺八、笛、卷軸、瓔珞を作する  
 玉師用ゐ又念珠を製するに玉、瑪瑙、水精、琥珀を  
 材用するに硝子玉と云ふ者も此頃盛ん製造せ  
 らるるなりと又其上に擧げざる如き器物の製造  
 にも使用せしむるに於てあど見えざるに必ず盛ん

陶器の製造も亦甚だ盛なりと疑ふるも、雖も  
 元明元正聖武の頃までと袖施しし陶器の  
 殆んや無と云ふも可あるもの如き状體あり其  
 後尠至るるに猶袖あり者も稀ありと云ふ  
 採鑛術の益盛なり者と見え、天武以下數  
 代の間あり或は鑛物を獻へ或は命を乞ふ之採  
 鑛せし或は之を以て貨幣を製造するに依  
 り比々や見えたり今其細目を擧げざるを  
 示さん、天武天皇の時より對馬始りて白金を

貢し持統天皇の時より伊豫に於て白金及銅依  
採掘し又鑄錢司の設置あり文武天皇此時より  
對馬金依貢し因幡周防より銅伊豫伊勢より白  
錫を貢し元明天皇の時より武藏國秩父郡より  
銅を獻ふ又催鑄錢司此設置あり銀錢銅錢依  
行の事聖武天皇の時より周防の國銅を採至陸  
奥黄金を獻ふあり  
其他工藝の部より枚舉せば其技術甚だ多志と雖  
と到底一小冊子此能く盡は所より非ざるを以て  
今唯其一二を左より舉ぐ以て余輩の責を塞

がんと欲は

筆墨及紙の推古天皇の時より僧曇徴始めて其製  
法を傳へありと云ひ大寶令の中より造紙手造  
筆手造墨手造と此職制も備はきり漏刻ヒラキの天智  
天皇が太子たりしとき自より製造をヒラキし  
者より同天皇の時より朝中より置くことあり  
か恐らく外邦人と交際ありし結果ありし  
し全く天皇此發明とあり思ひし  
次より農業の固より我邦開國以來専ら從事あり  
る職業あれは其發達の意外より速ありし自

然の勢あるふ当期に於ては推古天皇の時より高  
市池藤原池菅原池戸苅池畝傍池和珥池等を造  
り大溝を鑿ちて大街を開き難波とて京師に通  
せしめしむるなり皇極天皇の時より巨勢荒  
人が機械を造り川流を引きて以て灌漑を便し  
てあり持統天皇の時より桑紵梨栗蕪菁を  
植るとは勸めしむるなり文武天皇の時より  
桑漆を植るとは勸めしむるなり元正天皇の時  
より墾田の制を定め又畿内七道諸國に大小麥を  
耕種せしめしむるなり

尔進歩しむりと見えて農具等の率收備りしむる  
るふきの状體ありと云ふ但し牛馬を用ゐる  
田畝を鋤ふと云ふ未だ之ありしむるとぞ  
商業を如何ある状體ありしむるの明亮ありしむると雖  
も已に制度の部に於て記載ししむるの如く当期  
に於ては通貨の鑄造盛ありしむるのみならず外國  
貿易に關する條令即官司未だ交易せざる以前  
に諸蕃と交易するしむる禁はと云へる者を發布  
せしむるが如き金錢の貸借に關する條令即  
八期を過るとも利一倍に過るとは得ずと云へ

る者を發布せしむきたるもの如き又武烈天皇の時  
 尔拓榴市あり敏達天皇の時小阿斗桑市あり欽  
 明天皇此時秦あきの大津父おつちが伊勢いせに向ひて商價あき  
 して來り還る終はつとあり又同紀どうき大津父を大藏  
 省しやうに拜し賣買估價のことに掌らしむるのことにあり  
 孝徳天皇以後こうとくに於ては國司くにのみかみが賣買估價を掌ら  
 しむるしむとあり崇峻天皇の時小上毛野こうじょうのの久比くひ吳  
 たり還り權衡を獻けんじるじふ由りて天皇命みことして物  
 價の輕重を定め交易かうぎをしめしむるしむとあり舒  
 明天皇乃時ゆめ斗升斤兩を定めしむたあり

元明天皇の時げんめい度量權衡を頒はんと多おほしむるしむとあり  
 聖武孝謙せいぶこうけんに二朝にに海底の深淺水路の遠近を具  
 記きしたる標木を建て高船の往來かうらいに便べんしむるしむ  
 多おほしむるしむとありを以て之を推おしはしむるしむ商業の盛さかふ  
 りしと又朝廷の之これに意を用もちひしむるしむとを知る  
 小足るべく且つ當時の商業かうぎに外國貿易市店  
 商業並に鬻賣商業の三種ありたるしとを知るべ  
 し然しかしども通貨の使用かうがに未まだ充分じゆうぶんならず  
 者と見え行旅かうりょに人の毎まいに糧りやうを齎あそぶぶとあり  
 元明天皇此時げんめい穀六升を以て價錢一文とありし

其賣買ふに必以錢を用ゐる調庸に換ふるに錢を以て行旅に錢を齎らし重擔の勞を免れしめり又百姓を喻し錢は貿易に便あることを知らしめ官吏六位以下錢を蓄ふると多た者に其位階を進め郡司郡領蓄ふる所六貫ふ満たざるは清廉よして職務に堪へしりと雖も遷叙を許さざるとの詔を發せしきたるを見て知るべし若し夫を此の如くあらば賣買に中心より何をを用ゐたるやと云ふ今にして詳あらばと雖も恐らくは稻禾たるべしと思はるべし

風俗 一里四六の地は於て毎日六

食料を以て耕作せしむ古來五穀のみありしが持統天皇の時ふ梨栗蕪菁を植ゑし元明天皇の時ふ麥禾を植ゑしめ給ひしより饑饉の憂は減少し食品の種類は増加しより諸國驛路は兩側は菓樹を植ゑし如きも旅人の爲に夏の炎熱を避くるの他は飢渴を凌ぐ大功有るべしあるべし推古天皇の時より高麗より來り僧曇徴と云ふ者礮磴即ち粉挽臼を作し始り穀物を磨碎する事も盛んあり隨て粉を煉て

作る種々の食物を起り、あつん斯く食物の種  
 類分量共よ増加あつても淳仁天皇の頃迄は  
 食物を鬻ぐの如き事、未だ起らざりしと見え  
 諸國より上京する役夫、米と甑とを携へ人家  
 へ就て炊だを中みり同行の疾病等よ逢ひ糧  
 食盡きて途よ餓死する者も少あつたりしか  
 ば終よ常平倉を設けて役夫の歸郷を救は  
 れし事有りき佛教渡來後の牛馬犬猿雞の肉を  
 食ふを禁じし事有り三年間肉食を禁じし  
 事有り寺院の一里四方の地、於て毎月六

齋日よ漁獵を禁じし事有り、大よ食  
 肉の風を壓し一般に獸肉を食ふを忌む風を生  
 じし酒は古來祭典宴席に用ゐ又藥品として  
 も用ゐしが酔ふ乗じて政府を誹謗する者有り  
 し故よ終よ祭典に用ゐると藥品として用ゐ  
 る外一切飲む事を禁じしきたれども此禁は久  
 しのびて緩みしが如し此時代は在りては  
 賤民も飲食品を陶器に盛りしと見えて孝謙天  
 皇の崩御に際し陵を起す役夫を養ふ宮人中に  
 は陶器の事を司る者も有るなり



男女頭髪よ付ききり天武天皇の十一年よ男女  
皆髪を結べと詔し玉ひたり古來男子の髪を結  
び女子の或は結び或は垂きしものあるが此詔  
出でしより一般よ結髪する事ともきり女の結  
髪は蓋し支那の風俗擬する意ありしある可け  
きど人民の之を好まば殊に老嫗中みの容易よ  
行のきざりしと見え十三年よ至り四十歳以上  
の女の髪を結ぶと結ばざると意よ任せしと詔  
し數年の後更よ婦女の髪を背よ垂るし故の  
如くきりと勅し給へり斯くて婦女の髪風の一

旦古よ復しきど文武天皇弘慶雲二年よ再び  
婦女結髪の制を立て給ひか垂きしを結  
び結びたるは垂きし婦女の頭髪は又々垂れ  
たるを結び上くる事ともきり然きども天武天  
皇十三年の詔よ巫祝の類の髪を結ぶ例よ非  
むと有り文武天皇の制よ神部齋宮の宮人と  
老嫗よを除き給ひし據き婦女の垂髪は全  
く跡を絶つしに至らば漸次舊よ復して又垂髪  
を常とするふ及びし如し男女の剃髪は佛教  
渡來後即ち此時代より始まきり

衣服の材料は在來の絹布の他は錦をも製出せり此の時代の始りの衣服の制は古代の日本風も有り唐衣風も有りし終りたる唐衣風のみとありし如く天武天皇の詔に男女共ふ衣服は襪ありしと無きと長紐を付くると否との意あり任せしと有る如何ある區別を指すの詳なきを著る集會あり長紐有る襪衣を著る男子は冠を著る括緒くわくしよの禪ぜんを穿ると有るは據まらぬ有る紐襪衣を以て禮服とせし事明あり同天皇の時も天下に令して脛裳を脱して一は白袴を著けし

免めんきし事有り此時迄の史に禪の字は有きと袴の字無し恐るる制は異なる所有るあるべし元明天皇の時襪そくま口は濶き襪八寸以上一尺以下人の大小は随て作る事とし領の細狭あるを止めて接作するを得しめらきし凡て上古の風を棄て支那風に倣ひし者と思はるるあり接作とらぬを付くる事あるん上古純服を衣裳及び禪の二より成りし禪の身體の下半を覆ひ衣裳の身體の上半を覆ひ二者決して離る可ありざるものありし衣裳の下端漸く長く

あり充分は身體乃下半をも覆ふ及びては直  
に膚に著々々々身體の下半を覆ふ所の禪たんのまに殆ど  
無用は屬し終は全く之を廢し或は之を短くは  
る者有るふ至りしあらん思ふは天武天皇の史  
に初め々見えぬ袴といふは今の股引の如く  
衣裳の内は著け禪たんのまの類は非むし今この袴と  
等しく衣裳外は著々々々乃ある可し此の如  
に服制あり若し袴を著けざる時の歩行の際脛  
腿露りれて禮容を缺くが故は元明天皇此時禪  
の過ぐる事淺きる行趨の時開に易く大は無禮

あり諸司を以て嚴は禁止を加へしむ可しと制  
し給へり推古天皇の時冠位の事起り官民の服  
制差異判然とありしが持統天皇の時より良民  
より黄色の衣奴婢より皂色そうしきの衣を著せしめり  
人民の貴賤をも區別せしきたり上古の劔の價  
貴くしし賤民は容易に之紙帶ふることを得ざり  
しに齊明天皇の頃より盛に製出せしと見えし  
人民故無かり刀劔を帯びて往來する者ありは  
至れり然れども文武天皇の時制を立て漫は帶  
刀するを禁し給ひしより平民は無刀の風とな

りし其れ其他佛經渡來の多め衣服の種類は僧尼の服を加へたり  
 佛經の渡來の家屋建築法は影響を與へ多り  
 敏達天皇の時より百濟より寺工を獻し用明天皇  
 此時より同國より瓦工を獻し如たの萱は  
 本邦に於て佛寺建築の始まり多るのみありて  
 一般家屋建築法を改良するの原因とありたり  
 當時家根の藁或は萱を以て葺くを常としてた  
 ど皇極天皇の板蓋宮イタカミの如く板瓦以て葺くとも  
 間おき有りたる可し瓦葺は其初佛寺に限り

たきは伊勢齋宮の忌詞より佛寺を指して瓦葺  
 と云ひたり然るも皇極天皇の時より大極殿  
 を瓦葺として齊明天皇の時より宮闕を悉皆瓦葺  
 とせん如く文武天皇の時より官舎を總て瓦葺  
 如く多し至きり聖武天皇の時より京の天子は居  
 る所萬國の朝来る所なきは壯嚴は爲は可しと  
 て五位以上の者及び民間の有力者は瓦葺の家  
 を作り壁を赤白と爲さしめたるが如たは大小  
 舊觀を改めたり可し凡て此時代より一人病  
 死はなきは家屋を改造するは風ありたるを以て

天皇の詔して諸國司各意ふ任せて館舎を恣に改め造る事を禁じ給ひしは又建築の制は過ぐるは禁じ給ひたり

孝徳天皇の時以後の諸種の工業盛大ありし故器物も改良進歩せしもの多かるべし其の生業の部を見合はて知る所

當時の人の如何ある遊技は耽りしもの今ありて委しき知る能はばと雖も上流の人の詩歌管弦双六蹴鞠を以て娛樂とせし如く下流の歌垣とて男女混交して歌ひ舞ひ互に平生の

情を通し婚姻の契約をも為し遊びあり是より上流の人も臨まるとありしと見え武烈天皇の柘榴の市の歌垣は微行ありしと見え亦平城朝の時代より踏歌とて男女の別なく夜間に集會し踏舞せると流行したり又會飲とて大勢集會して酒を飲むとも此頃の流行者ありしやと見えたり  
次に婚姻の事は就きても其儀式上此事あざむ未だ之を知る能はばと雖も當時の風俗上より之を推して未だ定まりある儀式と云ふ

者もあく單ふ意氣の投合に由りて男女相結び  
 ある者の如し今且つ上代より風俗を略陳し  
 て以て之を證さんとす  
 抑上古の人の男女の夫婦とあるを他萬般の人  
 事と等し神の靈力に由る事と思ひ居りし  
 も男女始めて夫婦とあるは神に告ぐべき事と  
 の思ひを又既に夫婦とありたる男女の相離る  
 を神に背きある事とも思ひ居りて又つ  
 て神の意を出たりと思ひ居り又男を優きた  
 る者女を劣りする者と思ひ居り而已あり

實際に於ては女の力多くて男に優遇を受け  
 居たり凡そ男女の夫婦とありし際も女の  
 男の家に行はば男の家に通ひ又女の養育  
 を男に仰ぎて又つて自らの布を織り衣服を男  
 に與ふるは常として女子が父兄の家を去り男  
 の家に行くは數年間経る後の事ありき崇神  
 の朝は男女同貢の制を定め給ひし是を男女  
 尊卑の分未だ立多かりし由きり  
 神代より男が其實の姉妹と夫婦とありし例あ  
 るも人代より斯る事あり尤も人代より男

が異母姉妹繼母伯叔母を妻よまざる事ハ常の事  
ありた又一人の男ハ一時ハ二三人の姉妹を妻  
よめば事漢土よて忌む同姓婚歐米よて嫌ふ一  
夫多婦婚ハ普通の事よして殊ハ一夫多婦婚の  
如きハ貴人の以て其威力を示し器械とあり居  
たるもの如く而して正妻ハ夫と居を同くはるも  
他の妻ハ夫と居を異よまざるを例とせり此事天  
皇よ於ても同然あり上古よ遷都の例多きハ天  
皇と居を異よめば妃の産みたる皇子の皇統  
を嗣き其居を直ふ皇都と給ひし故あり尤

も正妻と他の妻との間より後世の妻妾の如く  
著るべき差等ハ之のりしと知るべし  
應神の朝ハ儒教傳りり欽明の朝ハ佛教渡りて  
漸く男女ハ尊卑ハ分定まりぬ同姓婚を禁し甚  
しく女の品位を降せし者ハ儒教よして夫の其  
妻を去る可き箇條(一)無子(二)淫佚(三)不事舅姑(四)  
口舌(五)盜竊(六)妒忌(七)惡疾の七を立てたるも亦  
此教あり如此き教ハ多少古來淫奔の風俗ハ改  
良を加へるは無論なきども男姓を尊た者と  
し女姓を卑き者としたるハ明瞭ありと云ふべ

一佛教の儒教より猶ほ一層女姓を落しめ賤め  
 あり何者もれが女の五障と云ふ事あり成佛せ  
 んと欲せば先づ男とあむべしと説たきあり  
 其五障と云(一)不得作梵天王(二)不得作帝釋(三)不  
 得作魔王(四)不得作轉輪王(五)不得作佛身と云  
 ふきあり

孝徳以後制度の改革數回あり其結局文武の大  
 寶令ともなる大寶令の儒教佛教を尊重したるの  
 勿論唐朝の制度を模擬して男女尊卑の分を明  
 かにし多事多し唐朝の制度を模擬したる事の

内より班田賦歛戸籍婚嫁の法最も著し凡そ男  
 子も田地二反女も田地一反百二十歩畝給與し  
 賦歛の租庸調の三種もて田あれば租を出し家  
 ありて調を出し身ありて庸賦出さず事となり  
 ありて庸調の之を男に課し女に課せざるの定め  
 ありて此等班田賦歛の法の男女尊卑の分を明  
 かにし男の政府に盡すべき義務を重くしある者  
 ありて崇神の定めたる男女同貢の制に比せれ  
 ば其差霄壤の帝ありと云ふべし

其他大寶令に載せたる戸籍法婚嫁法の重要を



諸箇條の男女の交儀を正しくたるの勿論  
 ありども特は男の位を高く女の位を低く  
 する事莫大あるが如し其中の箇條は男年十五  
 女年十三よりして婚嫁を得とあるの儒教より云  
 へば倫理は戻りたるが如しと雖も本邦より此  
 時に至る迄婚嫁の年齢は定制なく男女其情に  
 任して夫婦となりて事を思ひ合はざるは大は風  
 俗を正すの意ありし事を知るふ足らん  
 大寶の令律は儒佛兩教と相表裏して男女間の  
 交儀を改良したるの莫大ありけんと雖も決し

て古來の因習を残り無く除き去りたりとの思  
 ひなきざるなり何者あれは萬葉歌集の奈良朝前  
 の人情世態を照さる明鏡と云ふべし者ある  
 が其一部中なる好色の歌多しとて當時猶も好  
 色の忽がせありしを知るを得きあり  
 此の如き状體ありしも猶は上代との異なる所  
 ありし婚姻を爲すありし聘財は贈りて信を表す  
 るの式のありたるが如し  
 墳墓の事の孝徳天皇の時より定まきり大化二  
 年の詔ふ葬の藏あり人の見ざるを得さしんことを

欲するあり然るも此頃墓を營む事過分なりて  
民爲に貧は故に今其制を立てんと有りて王以  
上の墓に一千人を役して七日に訖へしむ葬時  
の帷帳に白布を用ひし轎車有きと云ふなり  
小智以上の墓に五十人を役して一日に訖へし  
む庶人の葬時に鹿布の帷帳を用ひしと云ふ  
に至る迄貴賤は随て別定めて給へり墳墓の構  
造に王以上の内の長さ九尺闊さ五尺石擲の  
可外域方九尋高さ五尋と云ふなり大仁以下  
の長さ九尺高さ闊さ各四尺封ぎ給へしと平のよ

せしむと云ふに至る階級有り又同時代に埋葬  
地を定む可き旨と庶民の殯を營むを禁むる旨  
とを詔し給へり垂仁天皇以來土物の制起りた  
きと殉死の風未だ消せざりしと見え此時又  
人の自ら殉ふ事及び強て人馬を殉らしむる事  
を禁し且つ墳墓に金銀珠玉を藏め或は亡人の  
爲に髪を斷ち股衣刺を等の舊俗をも禁し給へ  
り古來人を葬むるに九土葬法を用ひし文  
武天皇に時道照和尚と云ふ者物化し弟子等遺  
教に從て火葬せしむり火葬法も用ひし持統

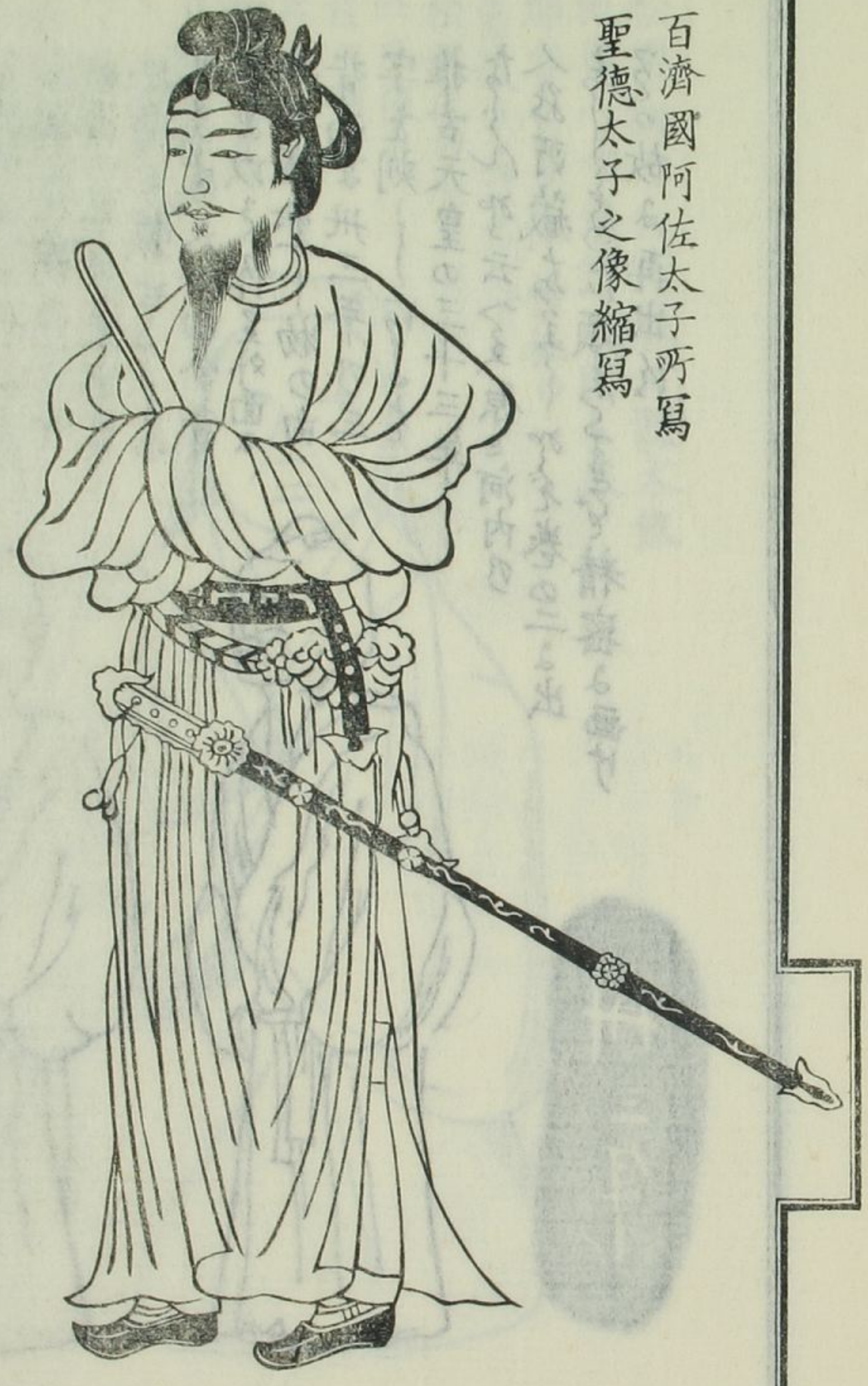
天皇既も火葬せらるる至きり志が用ひたる事  
 天智天皇の時より内大臣藤原純鎌足の墓上  
 功を録し多依碑を建て文武天皇の時より下野  
 の奈須の國造意斯磨其父章提の功後世も傳  
 へんとて碑を造り文武天皇の時より親王及び  
 三位以上の墓上より官位姓名のみを録して功  
 を録せざる碑を建つる制を定められり此時  
 代より碑は建つる事漸く起り志者と見えたる  
 然きと孝徳天皇時より皇族及び有位の人の  
 小石を建て墓と名を得と雖も庶人の一切

墓は立つるを得はなり大寶令より三位以上  
 亦何とせざる墓を營むと許さざる此事見え  
 たまは庶人の勿論墓を建つるを得さりと云  
 べし  
 喪の禮は天智天皇の時より唐制に倣ひ三年の  
 喪とせらるる是き天皇が皇極孝徳二天皇は  
 喪に服し七年より即位の禮を行はるる事  
 見えて知るべし  
 又葬儀の事は一切佛者も關係ある者ある  
 こと法名等を用ひる事を見えて知るべし尤も

一書み葬禮亡奠の推古の朝に僧徒の手に歸せ  
あめらきつる由見えたれど是き決して信せり  
不足らざるなり

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

百濟國阿佐太子所寫  
聖德太子之像縮寫



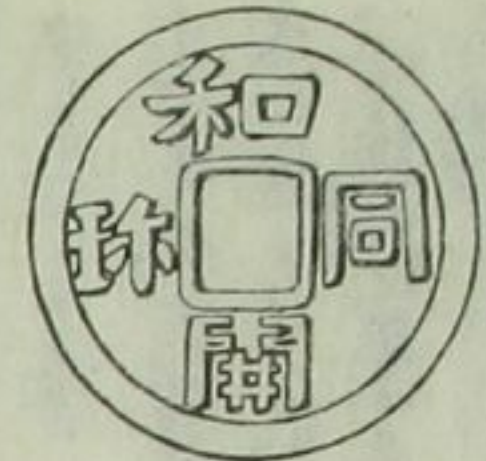
古は柏木政矩氏の  
南都東大寺博覧會  
に於て得られしもの  
土偶人の圖ありて  
明治八年に東京日  
新聞に載せしもの  
あり丈六寸四分青  
土を以て作す外面は  
丹土灰塗し物の由  
背面に卅三年の三  
字を刻ししもの  
推古天皇の三十三年  
なりんや云へ玉原と河内の  
人此所藏ありしもの  
を卷の二に出  
ししもの類ありしもの  
精密に画け  
るの故に再出せ



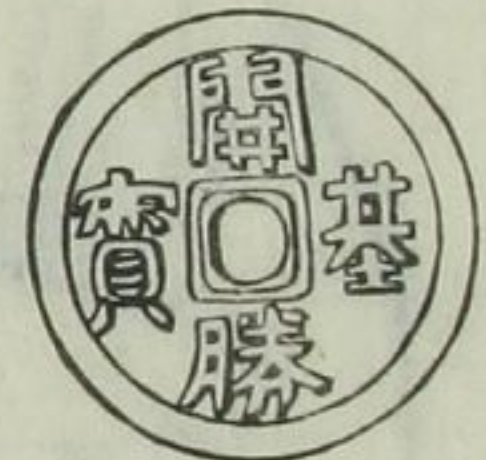
卅三年

松岡調所氏所藏女體木像  
圖長八寸強讚岐國多度  
郡賀富良津神社の  
舊藏と云ふ  
松岡氏曰く  
此木像の  
衽の相過  
り深也  
和銅五年  
の制に從ひ  
てヨクビを添  
へしものありしと  
尚左社あるの養老三  
年以前に製造せられたる  
九元明天皇の御代に  
ありしものありしと  
又垂髮細掩了服は上代  
の遺風ありしと云ふ  
ものありしと云ふものありし



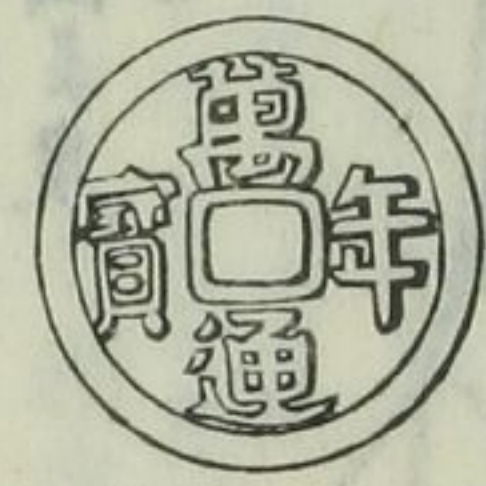


和同開珍は銀銅の二種あり和銅元年に之を鑄る



開基勝寶は金錢あり天平寶字四年に之を鑄る

萬年通寶は銅錢あり開基勝寶と同時に鑄る



神功開寶も銅錢あり天平神護元年に之を鑄る錢文は古備真備此書



明治二十一年九月一日印刷  
同年同月十日出版

著作者

東京府平民

杉浦重剛

東京府小石川區久堅町二十一番地

同

東京府士族

辰巳小二郎

東京府淺草區北三筋町六十番地

同

東京府平民

棚橋一郎

東京府麻布區草苧町廿七番地

同

静岡縣士族

坪井正五郎

東京府芝區愛保城山町五番地寄留

東京府平民

棚橋一郎

東京府麻布區草苧町廿七番地

新潟縣平民

井上圓成

東京府本鄉區本鄉六丁目五番地

賣捌元

哲學書院

東京府本鄉區本鄉六丁目五番地

